

報告第16号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月21日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年12月23日

四條畷市長 東 修 平

記

- [illegible]